

# 山梨県公報

第五百十八号

令和六年

十一月十八日

月 曜 日

## 目次

### 公 告

- 松くい虫駆除命令内容の公表……………四四一
- 開発行為に関する工事の完了について……………四四二
- 教育委員会
- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………四四二

## 公 告

●松くい虫駆除命令内容の公表  
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。  
令和六年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 区域及び期間  
1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県林政部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
2 期間 令和六年十二月十九日から同年同月二十七日まで
- 二 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫
- 三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松く

い虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

### 五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三に規定する樹木、三二に規定する伐採跡地又は三三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一 二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、四の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、令和六年十二月二日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して

不服を申し出ることができる。

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村字鶴塚三百七十九番一、三百七十九番三、三百七十九番五及び三百六十番五の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿一丁目八番一号 株式会社アイ・ティー・ビー 代表取締役 周 文 福井県福井市渕一丁目千七百四番 株式会社平和ITC 代表取締役 周 文 東京都足立区保木間五―二十二―二十三 LCA株式会社 代表取締役 劉 磊

## 教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員  
令和七年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

令和六年十一月十八日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

令和7年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 ( コ ー ス ) 名	定 員	計	前期募集人員	計
北 杜	普通科	70	160	28	73
	うち理数コース	[25]		[10]	
	総合学科	90		45	
韭 崎	普通科	180	210	54	63
	文理科	30		9	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	154	154	61	61
甲府第一	普通科	150	210	22	40
	探究科	60		18	
甲府西	普通科	200	200	60	60
甲府南	普通科	175	215	26	38
	理数科	40		12	
甲府東	普通科	228	228	34	34
	うち理数コース	[40]		[6]	
甲府工業	機械科	80	280	40	140
	電気科	80		40	
	建築科	40		20	
	土木科	40		20	
	電子科	40		20	
甲府城西	総合学科	246	246	110	110
甲府昭和	普通科	213	213	42	42
農 林	システム園芸科	28	137	11	52
	森林科学科	27		10	
	環境土木科	27		10	
	造園緑地科	27		10	
	食品科学科	28		11	
巨 摩	普通科	180	180	72	72
	うち理数創造コース	[40]		[16]	
白 根	普通科	124	124	49	49
	うち文理コース	[30]			
青 洲	普通科	137	267	41	93
	※工業科(機械工学科・土木工学科)	60		24	
	※商業科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)	70		28	
身 延	総合学科	75	75	37	37
笛 吹	普通科	80	225	24	96
	食品化学科	30		15	
	果樹園芸科	30		15	
	総合学科	85		42	
日 川	普通科	195	195	78	78
山 梨	普通科	137	137	41	41
	うち英理総合コース	[30]			
塩 山	普通科	67	109	26	42
	うち英数コース	[25]		[10]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	42		16	

学 校 名	学 科 ( コ ー ス ) 名	定 員	計	前期募集人員	
				前期募集人員	計
都 留	普通科	170	170	42	42
上 野 原	総合学科	78	78	15	15
都留興譲館	普通科	62	183	18	53
	英語理数科	25		7	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	96		28	
吉 田	普通科	188	228	37	43
	理数科	40		6	
富士北稜	総合学科	214	214	74	74
富士河口湖	普通科	152	152	30	30
甲府商業	商業科	150	240	75	120
	情報処理科	90		45	
甲 陵	普通科	80	80	※	※
合 計			4,910		1,598

(注)1 定員欄及び前期募集人員欄の[ ]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 青洲高校は、工業科二学科、商業科二学科をそれぞれ一括して募集する。

4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

6 甲陵高校は、県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

#### ○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科 ・ コ ー ス	定員の上限
北 杜	長野県	普 通 科	7
		普通科理数コース	3
		総 合 学 科	20
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

## ○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
北 杜	総 合 学 科	3	3
韭 崎	普 通 科	5	6
	文 理 科	1	
甲 府 工 業	機 械 科	2	7
	電 気 科	2	
	電 子 科	1	
	建 築 科	1	
	土 木 科	1	
農 林	システム園芸科	5	5
	森 林 科 学 科		
	環 境 土 木 科		
	造 園 緑 地 科		
	食 品 科 学 科		
笛 吹	普 通 科	2	7
	食 品 化 学 科	1	
	果 樹 園 芸 科	1	
	総 合 学 科	3	
日 川	普 通 科	5	5
都 留	普 通 科	5	5
甲 府 商 業	商 業 科	8	8
	情 報 処 理 科		
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)1「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

2 農林高校は、農業科五学科の合計として定員を定めて募集する。

3 甲府商業高校は、商業科二学科の合計として定員を定めて募集する。

## 【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韮 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
	夜	夜間部	普 通 科	20	
			情報経理科	40	
ひばりが丘	昼	普 通 科	30	90	
		情報経理科	30		
	夜	普 通 科	30		
合 計				570	

(注)甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

## 【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計	第1期募集人員	計
中 央	普 通 科	180	200	108	120
	衛生看護科	20		12	

## 令和7年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学科(コース)名	障害種別	定 員
盲	幼稚部		視覚障害	若干名
	高等部	普通科	視覚障害	8
			重複障害	若干名
		保健理療科	視覚障害	8
		専攻科・保健理療科	視覚障害	8
専攻科・理療科	視覚障害	8		
ろう	幼稚部		聴覚障害	若干名
	高等部	普通科	聴覚障害	8
甲府支援	高等部	普通科	重複障害	若干名
			肢体不自由	8
			病弱	8
あけぼの支援	高等部	普通科	重複障害	若干名
			肢体不自由	8
			病弱	8
わかば支援	高等部	普通科	知的障害	32
			重複障害	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	知的障害	8
			肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	知的障害	8
			肢体不自由	8
			病弱	8
			重複障害	若干名
かえで支援	高等部	普通科	知的障害	32
			重複障害	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	知的障害	48

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番